

# 化学物質のラベル表示・SDS交付が必要となる濃度が示されました

## 改正のあらまし

令和7年4月1日より、労働安全衛生法施行令第18条及び第18条の2が改正され、化学物質の譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示（ラベル表示）、文書の交付等（SDS交付等）を行う物質の対象が改正となります（令和5年8月30日付け政令第265号、基発第0830第1号）。

上記施行令第18条及び第18条の2の各第3号において、の対象物質について第1、2、4号のほか「前2号に掲げる物を含む製剤その他の物（前2号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」と定められていましたが、今般、令和5年11月9日付け基発1109第1号（令和5年厚生労働省告示第304号）において、この「厚生労働大臣の定める基準」（裾切値）が示されました。

施行日は令和7年4月1日ですが、一部経過措置があります（2ページ参照）。

## ・対象となる物質について

### 1 労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物について

令和5年11月9日付け基発1109第1号の別表第1に定める物質であり裾切値以上の場合は、上記を行う義務が生じます。

### 2 労働安全衛生規則別表第2に掲げる物について

ア 令和5年11月9日付け基発1109第1号の別表第2に定める物質であり、裾切値以上の場合は、上記を行う義務が生じます。

イ 上記のアに該当しない場合で、別表第3に記載されている有害性区分（有害性クラスと区分）に該当する場合は、その区分に応じた裾切値以上の場合は、上記を行う義務が生じます。

また、複数の有害性区分に該当する場合は、令第18条第3号の含有量、令第18条の2第3号の含有量それぞれ最も低いものが裾切値となります。

ウ 上記のイによる分類の結果、有害性区分が区分されていないものについては、裾切値を1パーセントとし、裾切値以上の場合は、上記を行う義務が生じます。

・令和5年厚生労働省告示第304号の本文、各種別表はこちらから



## ・上記の1、2全体に共通する裾切値の例外

ア 運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならない

イ 粉状にならない

ウ 危険物（令別表第1に掲げる物）ではない

エ 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因になるおそれのある物ではない

オ 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含む製剤その他の物であって、皮膚に対して腐食の危険を生ずるものではない

以上の全てを満たす場合は、上記についてのみ裾切値が100パーセントとなります。

上記については例外はありません。

## ・本改正の施行日について

施行日：**令和7年4月1日**

経過措置： 令和5年9月29日付け、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第121号）による改正後の労働安全衛生規則別表第2において、ラベル表示、SDS交付等の対象物質として個別列挙された物質のうち、本省令の規定が令和8年4月1日から適用されるものは、**令和8年4月1日**から。

現行のラベル表示、SDS交付等が義務付けられている対象物質のうち、本告示により裾切値が低い値に変更される（規制が厳しくなる）ものについては、**令和8年3月31日**までは、本告示の値ではなく、従前の値が裾切値となる。

ラベル表示について、上記の裾切値の経過措置の対象となる化学物質において、令和8年4月1日まで現に存するものについては、ラベル表示に係る裾切値のみ、**令和9年3月31日**まで、上記記載の労働安全衛生規則の一部を改正する省令による改正の前の安衛則別表第2の値に据え置く。

## ・その他

CAS登録番号を併記した、ラベル表示、SDS交付等の対象物質及び裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページ上で公表予定です。

## ・関連通達の改正

令和5年7月4日付け基発0704第1号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」が改正され、裾切値に関する内容が追加されました。

（本通達の概要は、当課作成のリーフレット「皮膚の保護具が必要な化学物質が示されました（令和5年7月作成）」を御確認ください。）

ア 皮膚刺激性有害物質 **1パーセント**

イ 皮膚吸収性有害物質 **1パーセント**

イのうち、国が公表するGHS分類の結果、

生殖細胞変異原性区分1、発がん性区分1の物 **0.1パーセント**

生殖毒性区分1の物 **0.3パーセント**

・上記ア、イに両方該当する物質は値が小さい方、イに該当して複数の有害性区分に該当する場合は最も値が小さい方が裾切値となります。

以上の裾切値未満の場合、皮膚等障害化学物質等に該当しないものとされます。

（なお、皮膚刺激性有害物質は1ページ目2イ記載の別表第3の有害性区分「皮膚腐食性・刺激性」「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」「呼吸器感作性（気体の場合を除く）又は皮膚感作性」の裾切値、皮膚吸収性有害物質はその他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定されています。）